

グローバル化とデモクラシーについて

研究ノート (5)

平田 忠輔

On Democracy in the Age of Globalization (5)

HIRATA Tadasuke

目 次

1. はじめに
2. グローバル化とは何か
 - 2-1. グローバル化へのアプローチ (以上、女子短大紀要 36 号)
 - 2-2. グローバル化の諸帰結 (以上、女子短大紀要 37 号)
3. 民主主義の再検討
 - 3-1. 民主主義とアイデンティティ (以上、女子短大紀要 38 号および山梨県立大紀要 1 号)
 - 3-2. 民主主義と国家・市民社会・市場
4. まとめ (以上、本号)

Abstract

Globalization undermines national economy, by deregulation, privatization and free flows of goods, volatility of money. It aims at creating the unfettering market forces reaching to every aspect of our life, and generates the difficulties of people's economic life. Also, globalization leads to the decline of politics, because the neoliberal policies adopted by states often harm the people's power of decisions. Thus, in this essay I insist democratic regulations should be required in socio-economic sphere, in which common people are immobilized.

Immigration requires democratization of the national border. And also immigration and the flows of culture accompanied with it show clearly that nation has not been homogenous, but hybrid in particular in the level of cultural representation. Because globalization leads to new patterns of exclusion and inclusion, multiculturalism is demanded of many countries. But multiculturalism is relevant only in terms of the new citizenship.

The activities of multinational corporations and large waves of immigration show increasingly porosity of the national border and the vulnerability of national sovereignty, which states desperately want to protect. Indeed, nation-states are important players in international politics, but the new citizenship and democratic regulations need intensification of transnational (or global) civil society, because of exceeding the limits of national democracy. In concluding section I insist that revitalization of politics be required for democratic regulations.

キーワード：グローバル化（グローバル化） 地域主義 民主主義 国民国家 国家 国民 市民権 市民社会 市場 近代性 ガバナンス 政府

Key words : globalization, regionalism, democracy, nation-state, state, nation, citizenship, civil society, market, modernity, governance, government

3-2. 民主主義と国家・市民社会・市場

この章での検討事項は、市場活動や「市民社会」の「脱領土化」と新たな民主主義のヴィジョンである。「脱国家化」ないし「脱領土化」の進行によってかつて民主主義を基礎づけたナショナルなものが揺らいでいるとすると、ナショナル・デモクラシーはどのようなになるか。その中でグローバルな民主主義の可能性の条件はどのように作られるのか。

まず市場や「市民社会」の「脱国家化（脱国民化）」、「脱領土化」を取り上げよう。ハーバーマスの指摘では経済的自律が政治的自律にとって重要であるとされ、R・ダール¹⁾によれば市場資本主義は民主主義に親和的であるとされる。だが市場は、前述のように、必ずしも、民主主義に有利な条件を形作らない。そもそもハーバーマスによると、市場のメディアである貨幣は、行政のメディアである権力とならんで、社会統合の領域を「植民地化」する。市場の拡大は民主主義の空洞化をもたらすかもしれない。

「植民地化」のメタファーはテッサ＝モーリス＝スズキ²⁾も用いている。彼女によれば1970年代には、大衆消費主義の限界、企業の活動の制約、環境汚染、資源の枯渇といった複合的な理由によって市場経済の成長が停滞したが、それを乗り越えるためにグローバル化と民営化が行われた。その過程で「市場はそれまで国家によって整備された社会基盤を植民地化しはじめた」(62頁)と。「植民地化」とは「市場の社会的深化」、つまり「内部」(＝余暇、精神と肉体の健康管理、教育、国家安全保障といった領域)への資本の浸入であり、市場経済への人間生活の新しい側面の編入である(15頁)。生活の多くの局面が市場活動に巻き込まれ、多くのものが商品化＝貨幣化される。彼女は「市場の社会的深化」の具体的現れを指摘しつつ、それが「民主主義の劣化」をもたらしていると言う。

「市場の社会的深化」とは何か。D・ハーヴェイ³⁾も多くの論者と同じように、それをネオ・リベラル化と捉え、「民営化と商品化」、「金融化」＝金融システムの脱規制化、「危機管理と危機の操作」、

富裕者のための「国家の再分配」(161—165頁)を含むプロジェクトであると捉える。それは、かつてマルクスが「原始的蓄積」とか「本源的蓄積」とした過程の再現であり、現在「追い立てによる蓄積」を行なっている。それはあらゆるものが商品化される過程である。「市場と市場シグナルが、全ての配分的決定をもっともよく決めることができる」という仮説は、すべてのものが原理的には商品として扱いうるという仮説である。商品化は、過程、モノ、社会関係に対する財産権の存在、それらに対して価格を設定でき、それらは法的な契約に従って交換されうることを前提にする」(165頁)。もっとも、そのプロジェクトは「グローバルな資本蓄積の再活性化にはそれほど効果的ではなかったが、経済エリートの権力を回復し、あるいはある意味では作り出すには驚くほどうまく成功した」(19頁)。

法の支配と貿易の自由を保証する国家間の国際的な制度が、「グローバルなステージでのネオ・リベラル的なプロジェクトの進展にとって決定的に重要である」(66頁)とするなら、民主主義のためには、まずこのような国際的制度を規制しなければならない。

しかも「市場の社会的深化」とはすべてのものの商品化にとどまらず、さらに大きな危険性を孕んでいる。モーリス＝スズキ⁴⁾はその危険は「文化と経済の相互浸透」、「国家と市場の融合」、「ワイルド・ゾーンの出現」(＝「政治生活における暴力の領域の再編」)であると見る。たとえば「民営化」とは「国家と市場の融合」であり、政府と民間セクターとの「協調と関与」である。「国家と市場の融合」によって、政府と民間セクターの「境界」は曖昧化しつつある。彼女⁵⁾はその意味について次のようにも指摘している。民営化とは、「新しい投資の分野をどうやって創出するかという問題」への回答でもあったが、「この点にこそ、21世紀のデモクラシー最大の危機が隠されていた」。なぜなら一方で「国家と企業が融合したとき、公的領域や、個々人の私的所有の領域の双方が、抑圧され始めた」からであり、他方「民営化というものは、単純に国家から私企業へ管理の権限が移譲されたということではなく、国

家と私企業との新たな癒着を誘発」することであり、「実際は、政府や官僚や企業が渾然一体となったシステムが生み出される」ということであつたからだ。

それは「従来のデモクラシー理論がぜんぜん視野にいれてこなかったブラック・ボックス」である。「あるトラブルが発生した際に、それが公的な問題なのか企業の問題なのか、玉虫色になってしまう」からだ。「市場の社会的深化と、公的領域と私的領域の境界線の喪失 […] を踏まえながら、今後の道筋を考えていく」(75—80 頁) 必要がある。しかもワイルド・ゾーンの出現が示しているのは、たとえば民営化される刑務所や戦争の拡大であり、この「国家と市場の融合」は国境を超えて進みつつある。グローバル化が市場の軍事化と軍事の市場化を伴っているとすると、民主主義は危機を迎えている。

彼女⁶⁾は、市場が「非市場的領域をたえず新たな方法で侵蝕する」と捉え、だからこそ「経済」の再概念化は 21 世紀のオルタナティブな方策の探求の鍵となる」(174—176 頁) と言う。その際「差異ある歴史的文脈に基づいた領域横断的な方法こそが、現代社会における経済的変化の過程を理解する鍵である」との発言は、その関心を明確に示している。つまり実現されるべきは「市場の民主化」であり、それは「グローバル化した世界において、規制は国際的な水準で設定されることが多く、それに対する運動も国境を超える必然がある」(190—191 頁)。ここには明瞭にナショナル・デモクラシーの限界が指摘されている。

ナショナル・デモクラシーについては、さらに「21 世紀における人間の移動は、20 世紀的国民国家にもとづいた民主主義のヴィジョンの限界をわれわれに示した」とも指摘する。それが示すのは、「民主主義の理念そのものが内包していた不可視の点」、すなわち「民主主義のない領域」たる国境の存在である。「もし民主主義がその人間の生にかかわる政策決定にその人間が参加する権利を保障しているものとするなら、不法入国者、難民、サンパピエが国境における通行、審査、登録、監視、収容、退去などにかかわる政策への発

言権がない以上、現在の民主主義には重大な欠陥が存在する。我々は国境を民主化できるだろうか。これが 21 世紀に生きる者たちにつきつけられた挑戦の一つである」(126 頁) と。しかし、そもそもナショナル・デモクラシーこそ国民と非・国民を区別することによってサンパピエや難民を生み出したものであり、その「挑戦」は重要である。

「国境の民主化」のためにまず「地域的集合化」を挙げる。それは人間の移動の「送り手側」と「受け手側」の双方の国の人々の集合化を想像するところから」始まる。集団の想像によって、無国籍者、亡命希望者等々がいろいろな国際機関に、ナショナルな政府とともに、「その権利を要求する代表」が送れるはずである(127 頁)。次に「現代の社会秩序について批判的に議論し、オルタナティブな分析を共有する創造的なフォーラムを創設することであり、世界的な多様な批判的議論を能動的に積み重ねながら理論と実践を橋渡しするような場の形成である」(163 頁)。「世界社会フォーラム」はこのような例であるが、それは「国家権力を奪取するのではなく、[…] 別の視座から、あるときはローカル、あるときにはグローバルにと、国家権力による不正義な権力行使を無力化していくことを意図する」(160—161 頁)。

彼女の提言は「脱領土化」する「市民社会」の試みとも一致する。「市民社会」が民主主義にとって重要であることはたびたび指摘されてきたが、「市民社会」の意義が再浮上したのは、旧ソ連・東欧圏の改革で果たした意義や役割からである。「市民社会」が権威主義的な政治体制からの脱却を促したとの把握⁷⁾からである。では、「市民社会」は「脱国家化」・「脱領土化」においてどのような役割をはたすのか。

まず、J・コーエン⁸⁾による「市民社会」の典型的な定義を確認しておこう。彼女によれば、社会は国家・経済・市民社会の三部分から構成され、「市民社会」は「経済や国家とは区別された社会的相互作用の領域で、とりわけ(家族を含めて)結社と公衆で構成されている」ている。次に近代「市民社会は、さまざまな形態の集団的行為を通じて作られ、再生産されており、それは法、特に

社会的分化を安定させる実質的権利を通じて制度化されている。行動的次元と制度的次元は別々に存在するが、長期的には、独立した行為も制度も市民社会の再生産のためには必要である」。さらに「近代の政治的・経済的制度は、権力と貨幣というメディアを通じて調整されなければならない」が、「市民社会の結社はコミュニケーション的に調整される」。つまり「市民社会の規範的統合や制約のないコミュニケーションのパターンを、戦略的・道具的基準に従わせることはできない」。この定義ではコミュニケーション的調整が重要視されている。

その点には後に立ち帰るとして、先に「市民社会」への批判、特にフーコーの厳しい「市民社会」〔その語を用いていないが〕批判を、A・アラート & J・コーエン⁹⁾のフーコー論を含めて確認しておこう。フーコーの中心的テーゼでは、「新しいタイプの権力」は「否定的」・「制約的」権力ではなく、規律＝訓練に基づく生産的権力であり、その位置は主権国家から独立され、区別される社会にある。もっとも彼の把握では権力は遍在しているのだから、社会の中にあるというべきではない。ただ、フーコーの戦略は「支配を可視化するために、主権権力を脱神話化することであったように見え」(263頁)、その意味で「市民社会」こそ「権力の近代的テクノロジーの産物」である。例えば、彼は『監獄の誕生』で刑務所のパノプティコンを取り挙げたが、その権力関係、眼差す者と眼差される者の非対称関係は病院、学校、軍隊、家族などにもある。「市民社会」カテゴリーの中核は支配の制限どころではなく、その支柱である。権力の体系は規律＝訓練のメカニズムの押しつけを許しながら、権利の言説はそのメカニズムを隠すのである。

フーコーは生＝権力の概念も用いるが、そこでも対象となるのは身体である。ただここでは権力は個々の身体ではなく、多数の量化された身体を対象とする。それは「人口の再生産という集団的な生物学的次元まで考慮に入れる装置」(124—125頁)だからである。そもそもセクシュアリティとは権力によって産み出されたものであるが、「セクシュ

アリティの装置」には自己のみが各々の欲望を語り得るとする「告白」が動員される。彼が分析対象にしてきたマイクロ権力作用は、性を通じてマクロ権力と交差する。

彼にとっては知が権力から独立しているという考えは受け入れられない。人口学、出生・死亡率、寿命予想、ダイエット、住居などの知は権力と協働する。人文科学は「自由、普遍性、理性、真理と親和性を持つどころか、権力関係がしみ込んでいる」(268—269頁)。しかも知と権力の協働が言説＝記号を通じて可能になるとすれば、「市民社会の規範的原理は、支配の批判の参照項としては機能できず、また、社会運動にとっての妥当な方向づけを与えることはできない」(264頁)。このような概念や観点の重要性は改めて指摘するまでもない。そこではコミュニケーション・メディアの《透明性》が問われている。それゆえ彼にとって、ハーバーマスの言うように、ブルジョア的な「公的領域」の発展を「民主的正統性の近代的原则であり、〔…〕近代社会の公的自由の重要な次元」(同)とみなすことはできない。

しかしフーコーに関しては系譜学、真理概念が持つ学問的曖昧さ、権力概念や自由の位置の曖昧さも見ておかなければならないと彼らは言う。それらを通して見えるのは、「市民社会」の両義性という点でもある。もっとも彼にとっては、それらは立憲主義への関心であって、絶対主義の時代の名残に過ぎないものかもしれないが、アラート & コーエンの評価によると、「市民社会」は権利による「コミュニケーション、結社、連帯のメディアでもある」(297頁)。フーコーは「市民社会」のコミュニケーション的側面を捉えられなかったのである。

しかしここにある落とし穴を警戒しなければならない。つまり、いつでも対等な者のコミュニケーションを想定してはならないのではないか。井上達夫¹⁰⁾が指摘しているように、「グローバルな市民社会」を安易に指摘できないのは、それが「言説資源に富む豊かな市民集団がみずからの大義と価値観に基づいて、言説資源に乏しい他の民衆の生活を国境の壁を越えて統制しうる社会になる」

懸念を拭えないからである。したがって、「市民社会」を構成している市民団体の力の非対称性を考慮し、現代の民主主義を考える際には、「市民社会」の権力的パターンを脱し、それをいかに再建するかという課題を無視することはできない。グローバル化への対抗運動が国境を超えた繋がりを作っていく時代にはその必要性は増す。

では「市民社会」がグローバル化するということは国家の弱体化を意味するのか。姜尚中はその肯定的に答え、国家を「管制高地とするような社会の秩序というものが大きく変わっていかざるを得ない」¹¹⁾ からだと指摘する。そこで「市民社会」と国家という問題を考えてみよう。国家と主権とは何か。それに答えて、柄谷行人¹²⁾は、国家が共同体の内部からではなく、共同体の間に生じたと指摘する。国家とは、ある共同体が別の共同体を略取（たとえば賦役と納税のように）することから生まれる。その点で暴力を基礎としながらも、支配を互酬の関係であるかのように見せかけるための再分配（たとえば灌漑のように）を行ない、継続的な支配のためには共同体を他の国家による略奪から防衛する（48—49 頁）。

萱野稔人¹³⁾も国家を独自の論理を持った収奪装置と見る。彼はドゥルーズ&ガタリを援用しながら、より強力な暴力を備えた共同体による、暴力的な富の「我有化」に国家の発生をみる。国家の出現は「富を生産する」ためではなく、他の住民が生産した富を暴力によって掠奪するためである。しかも国家は、住民による合意や合意形成への参加などには関わりなく、自ら我有化する権利を制定しながら獲得する（101—102 頁）。「暴力の蓄積は、我有化した富そのものを利用しながらなされる」。富の我有化と暴力の組織化の循環運動から国家は出現する（97 頁）。

脱領土化や脱国家化とはどのように捉えられるべきか。確かに「資本主義は、国家のローカル性を超えるような脱領土的な世界性をはじめから持っていた」（271 頁）が、国家なしですませるということではない。グローバル化も国家を解体するのではなく、「これまでとは異なる国家のあり方が出現しつつある」と捉えなければならない（142 頁）。

「グローバリゼーションによって動揺しているもの、それは領土的な枠組みにむすびついた国家の特定のあり方にほかならない。〔…〕国民国家が編成されてきたこれまでのあり方を機能不全する」。なぜなら、国家が①「統合された国内市場を均しく整備し、開発することに関心を失いつつある」こと、②住民を質のよい労働者へと育成するする契機も縮小していることのためである。したがって国家の「脱領土化」とは、領土の観念が消えるということではなく、「国家の運動が領土的枠組みに必ずしも準拠しなくなった」ということである（265—268 頁）。

「国家は、住民全体の生存の「面倒をみる」ような役割を放棄または喪失」する。その意味で彼¹⁴⁾は国家の脱国民化と言う。それに応じて「より文化主義的な方向でみずからを維持していく」。それを端的に表すのが、国民統合のために「文化的シンボルや道徳的な価値といったものがつよく呼びだされる」ということである。ナショナリズムは、「文化主義的な差異のシェーマをもたらすことで、国民国家の新たな編成のモードとなる」。ナショナリズムが「セキュリティの低下」を補うために持ち出すのが、「国民的アイデンティティへの志向」である（269—270 頁）。グローバル化が国家の再編であることはすでにノート（2）、（3）で指摘した通りである。

主権が共同体内だけではなく、他者を前提に誕生したは明らかだが、ここではネグリ&ハート¹⁵⁾の〈帝国〉の主権論を参照して確認しておこう。彼らの基本的構図では、「近代主権は、ヨーロッパの境界の内部と外部の双方においてヨーロッパが実践した反動と支配という概念として、現出した」（100—101 頁）。まず「近代的主権はヨーロッパから発したものであるとはいえ、しかし、それは主としてヨーロッパのその外部との関係、とりわけヨーロッパの植民地主義のプロジェクトとそれに対する被植民者たちの抵抗を通じて、展開していった」（100—101 頁）。外部世界はヨーロッパの「アイデンティティと近代的主権」を創り上げるのに必要であり、植民地主義には近代の危機が存在した（157 頁）。

主権の誕生は内部での危機への対応でもあった。近代とは、ラディカルな革命的プロセスの近代性と、「全面的に支配する卓越した権力を打ち立てるべく組み立てられた」近代性の対立である。この内戦は近代以後も終わることはなく、「近代性の概念そのもののなかに吸収された」(108頁)。この点から見ると近代性は危機によって定義される。それは「マルチチュードとそれを一者の支配へと縮減しようと欲する権力との矛盾した共存〔…〕にほかならない」(135頁)。この危機を乗り越える上での決定的な転換は、国民的同一性の構築によってもたらされた。「主権の近代的概念は、国民と人民の両概念と合体することによって、紛争と危機の調停から、国民—主体とその想像の共同体とが一体となった経験へと、その中心をシフトさせた」(145頁)。

主権がヨーロッパ外部の他者性の中で誕生し、それを強めたのであってみれば、植民地主義の終焉とポストコロニアルは、「グローバルな規模で機能する新しい支配の形態」、〈帝国〉への道の始まりである(180頁)。近代国家の衰退がこれに重なる。こうして「植民地主義の終焉と国家(ネーション)の諸権力の衰退とは、近代的主権のパラダイムから〈帝国〉の主権のパラダイムへとという全般的な移行を示している」(183頁)。

〈帝国〉の観念は立憲的プロジェクトの世界的拡大である。〈帝国〉は「拡大的な空間がたえまない再領土化と一緒にあって」生まれ、その主権は「限界のない地勢の上で作動する、開かれた、拡大するプロジェクト」である。この「拡大するプロジェクト」としての主権は中心を持った主権ではなく、「ネットワーク状の拡大的権力としての主権」であり、その点で合州国の主権概念こそ「民主主義的共和政体の原理を、〈帝国〉の観念に結びつける蝶番の位置にある」(215—217頁)。なぜなら合州国はまさに、憲法＝国政という観点から見て、「〔自己の権力を常に閉じた空間の内部で単線的に拡大し、支配下にある国々を侵略し破壊し、それをその主権の内部に包摂するような帝国主義的プロジェクトとは対照的に〕、開かれた空間を再節合し、限界のない領野を横断するネッ

トワークのなかで多様にして特異な諸関係を絶えまなく再発明していくようなプロセスをそのモデルにして構築されている」(235頁)からである。「この憲法の生命と運用は、〔…〕さまざまな拡大運動と権力の民主主義基礎の宣言を更新しつづけることへと、確固として開かれている。拡大の原理が、制限のおよび統制の諸力とたえずせめぎあっている」(216頁)。

こういう構図の中では国民国家はどのように捉えられるか。彼らは、「近代国家の基礎を形成」するのは労働の固定化および規律化であると見る。「マルチチュードの脱領土化の欲望こそが、資本主義的発展のプロセス全体を駆動するモーターなのであり、資本はたえずそれを抑えこもうと試みなければならない」。それに対し世界市場は「国民国家の境界を脱構築することへ向っている」。現在では、マネー、テクノロジー、設備などの生産のあらゆる要素が境界を超えて移動している。

際限なく拡大する〈帝国〉、ネットワーク状の主権にどのようにオルタナティヴを提示できるか。〈帝国〉の指令の命法は、包含的な契機、示差的な契機、管理運営的な契機、すなわち、「組み入れよ、差異化せよ、管理運営せよ」(261頁)という要素からなるが、この命法のもとでは、ポストモダニズム/ポストコロニアリズムの概念は世界市場のイデオロギーと呼応している。近代的主権の危機がマルチチュードの内在的諸力とそれを封じ込めようという「超越的な権威」のあいだの抗争と規定されるのに対し、「〈帝国〉的主権は、ひとつの中心的な紛争の周囲で組織されるものではなく、さまざまな微細な紛争からなるネットワークを通じて組織される」(262頁)からである。

こういう認識から「もはや外部は存在しない」という現代世界把握が生まれる。確かにポジティブな意味、制御不可能な自然状態、私的な領域、軍事的「外部」は存在しない。「テロとの戦い」とは「内部化」の言説である。すなわちそれは「内戦」を意味する。かつて主権は「領土およびそうした領土とその外部との関係という観点から構想されてきた」が、いまや「外部」は市民的秩序＝境界によって確定された内的空間として理解

される(242頁)。しかしそれは敵対関係が解消されたということではない。外部がない以上、「〈帝国〉」の社会に属するさまざまな矛盾は捉えどころがなく、場所を特定することが不可能なままに、どんどん増殖し(262頁)、至るところに危機が生じる危機の遍在、汎一危機の状態に替わった。

この汎一危機はどのように顕在化するのか。〈帝国〉に対抗するのはマルチチュードとされる。それは、〈帝国〉の主権と同じようにネットワーク状をなしているが、〈帝国〉のネットワークを切断したり、攪乱したり、あるいは批判的に介入することは可能なのか。その点については何も述べてはいない。『マルチチュード』¹⁶⁾はサブタイトルが「〈帝国〉の時代の戦争と民主主義」と題されているが、検討されているのは、「民主主義の概念を、現在の世界が突きつける新たな困難や可能性に照らして見直し、そのことによって「新しい民主主義プロジェクトが立脚できる概念的基礎を打ち立てる」(下219—220頁)こと、あるいは民主主義の概念の再検討とマルチチュードによる民主主義の構成＝「絶対的」民主主義の提起(下253頁)であって、現状がいかに民主的に変革可能かという問いは取り上げられていない。それは、彼らが「実用的な政治的プログラム」よりむしろ、概念をじっくり吟味すること(上24頁)、マルチチュードの実践の内にオルタナティヴを探るように考えていることに起因している。

しかしこの点での批判は多い。ここでは行論の関係でW・コノリー¹⁷⁾のネグリ&ハート批判を紹介する。コノリーによると、彼らの最大の欠陥は「マルチチュードによる転換という空っぽの政治を超えた戦略的反応を作り出すことを拒絶したこと」にある(159頁)。彼らはマルチチュードを「帝国を転換することのできる儚い、可動的な力」と同定するが、マルチチュードはかつてのプロレタリアートの革命的な役割を「世界的規模で負っている」にすぎない。むしろ今日必要なのは、マルチチュードによる転換などではなく、「経済的不平等を減少させるサービス、国家内・国家間の多元主義を強化すること、生態の健全を促進することに、いくつかの戦略的場で提起される干渉

の創造的様式」(159頁)なのではないか。この批判が示しているのは〈帝国〉という「大きな物語」の有効性も問われるということでもある。彼らの構図では「国民国家」やその主権は死滅したとされるが、国家は依然その力を示しており、ナショナリズムの生命力もけって失われたわけではない。しかも資本は国境が作り出す差異を利用している。柄谷¹⁸⁾は、〈帝国〉とはメタファーであり、実際は「世界市場」であると指摘して、その点を的確に捉えている。彼によれば、普遍的市場のもとでは民族や国家の差異は無視されたとしても、〈帝国〉論は「国家という位相を無視する」議論だ(213頁)。

この点を踏まえて最後に主権と民主主義の関連を検討しておこう。たとえば、プラットナー¹⁹⁾は主権と民主主義の関連を強調する。彼によると「民主主義が機能するためには、市民の主要な政治的忠誠心が捧げられると感じる、支配的な政治秩序がなければならない。要するにそれは、明確な境界を持ち、市民の権利と義務を享受する者としての者について明確な区別を持つ、国家である」。こうして「民主主義や民主的制度は〔…〕領域的国家と固く結びついている。経済、法制定、防衛は国際的枠組みに根ざしており、領域の境界は重要性を失うかもしれないが、アイデンティティと民主的制度は依然主として国民的である」(7—8頁)。市民と部外者の区別が究極的には恣意的で、不正義でさえあると主張することは、民主主義、ひいては「政治的生活が、政治的社会が主権的であることを要求する」のを無視することになる。むしろ「人民が同輩市民になる場合だけ、公的な領域が存在する」(9頁)。「領域の境界が重要性を失うかもしれない」が、それこそが民主主義の空洞化につながる。

しかし問題は、グローバル化の中で主権の再編が起こっており、また市民が自分たちの生活への決定権をますます行使できなくなっていることではないか。問わなければならないのは、主権と民主主義の関連が希薄になる中で、どのような民主主義の展望やオルタナティヴを求めることができるか、ということである。

さて、グローバル化によって世界はどのようになったのかの検討を踏まえてオルタナティブに移ろう。ここではノートで取り上げた著作を大別して四つの立場²⁰⁾とし、その主な所論を紹介する。例えばハーヴェイ²¹⁾は「根本的には、政治闘争の主要な焦点とすべきは、ネオコンサヴァティヴの権威主義に支えられたネオリベラリズムの反民主主義的な性格である」(205頁)と述べている通り、確かに両者の相互関係は国家への合意調達にも明確に窺える。その上で彼は、闘争の中心が「資本蓄積過程のダイナミックスを跡付ける」分析によってのみ可能となる「階級政治の若返り」である(203頁)と述べる。この「大きな物語」は多くのことを考察に残している。国民国家はどのように扱われるべきか。かつての「階級闘争」は国民国家に躰いたが、それは理論的にどのように克服されたのか。

ハーヴェイの「階級闘争」復活論に欠けているのは、グローバルな民主主義的な政治の回復へと理論的な課題をずらすということではないか。その可能性の条件は今後の検討に譲るとして、ここでは目標は何かを探るに留める。柄谷²²⁾は以下のように言う。戦争、環境破壊、経済的格差の三大課題は国家と資本の問題に帰着するが、それは一国単位では考えることはできないし、またグローバルな非国家組織やネットワークも有効に機能しない。「各国家における「下から」の運動は、諸国家を「上から」封じ込めることによってのみ、分断を免れ」る。「下から」と「上から」の運動の連携によって、新たな交換様式にもとづくグローバル・コミュニティ(アソシエーション)が徐々に実現され」る。彼も、名付けることはできない「新たな交換様式にもとづくアソシエーション」を言う点で「大きな物語」には近い。もっとも経済の問題を無視するわけにはいかないのは指摘する通りである。

A・マッグルー²³⁾は、現代の民主主義の空洞化を、権力の位置が隠されているため国際的・国内的な経済的格差の拡大、「社会的連帯の侵食、既存の政治形態への幻滅、脱政治化」(344頁)が起こっていることに見ている。それに有効に対処

できないのはなぜか。彼は三点の理由を挙げる。

①自治の理念の問題性。領域国家と民主主義が乖離し、特に「現在の形態のグローバルでリージョナルな相互連関性は範囲が広いだけでなく、その密度がきわめて高い」ために、「自治の能力は消滅しないが、かなり制約される」からである。②デモスの問題性。「グローバルかつリージョナルで強い相互連関性の文脈では、政治的共同体とは排他的な領域の境界で定められた単位であるという考え自体は、説得力がなく〔…〕時代錯誤である」からである。③近代民主政の同意と説明責任の問題性。すなわち「権力の行使は領域的境界を越えて広がり、民主的統治と説明責任の一国的なメカニズムの範囲を越えて存在する」(341—342頁)からである。

その把握に基づいて、現代の民主主義の課題を次のように整理する。①世界政府という観念の拒否。②グローバル・ガヴァナンスの新しい民主的取り決めの必要性。③政治的観念と理想は政治的实践を形成しているし、形成するという信念の誕生。④グローバリゼーションはリベラル・デモクラシーの状況を変容させているという認識。⑤民主主義の拡大・深化への関与(348頁)である。このような課題認識を支えているのが「グローバルな市民社会」が出現しているという観察である。彼は、「国家や他の国際的諸アクターが自己の行動について一層の説明責任を有するよう求める一群の政治勢力を作り上げて〔…〕、「国境を越えた義務」の原則を採用する新しい市民権モデルに基盤を構築しつつある」と見る(346頁)。ここにも民主主義の深化を国民国家とグローバル、リージョナルな領域の課題と結びつけようという志向を窺うことができる。

その具体化として、①「国民国家のコントロールを逃れる問題〔…〕が、よりよい民主的なコントロールの下におかれるよう、責任のシステムの領域的境界が作り直されるべきである」。②「公共的事柄で首尾一貫し、鋭いポイントをもたらすよう、地域的、グローバルな規制的、機能的な機関の役割と位置が再考されるべきである」。③「経済、市民社会、国家的、国際的な主要集団、

機関、結社、組織が、民主的な過程の一部となるよう、再形成されるべきである」(267—268頁)。

「グローバルな市民社会」の出現という認識は、領域国家への固執の問題性の指摘につながる。彼はコノリーを引きながら、「今日、領域的/安全保障的国家は〔…〕国家の防壁を越え、貫いて流れ出てくる民主的エネルギーを閉じこめ、隠蔽するがゆえに呪縛的である」(359頁)。来るべき民主主義は「領域的に境界づけられた国民国家」や、それを横切るエージェンシーや機関からなる。一連の民主政治は、「重複する、地方的、地域的、グローバルなプロセスに関連づけて」、その意味と位置を考えられるべきである。これは「連邦型超国家」ではなく、「政治運動のトランスナショナルで共通する構造」を創設し、連邦主義(フェデラリズム)と連合主義(コンフェデラリズム)の間にある「きわめてゆるい編成」を構成する(361頁)。

モーリス＝スズキ²⁴⁾も民主主義への多層的なアプローチを提唱する。①「企業と国家の民主的な制度との関係にかかわり」、「国内政治の民主的枠組みは、国家と企業市場の新たな連携に追いつき、対応する必要がある」。②「市場と国民国家の関係や市場の機能を規定する、国際法や国際機関の枠組みを再編成すること」、際限なき企業の成長という増大するゆがみを是正する方向で、人々の諸権利にかかわる国内法・国際法の枠組みを再構築する必要がある。③「シティズンシップのための教育」、「情報へのアクセスおよび教育にかかわる決定的な争点」化(195—197頁)が必要である。「経済」の再概念化をオルタナティブな方策の探求の鍵と捉えたことを再確認しておこう。

さらに詳細にその原理や理念を考察するすると²⁵⁾は別の機会に譲るが、「大きな物語」を除く構想には、ナショナルな民主主義とグローバルな民主主義の深化/結合という点、市民の活動の活性化、また非領域的な「市民社会」の活性化、上/下/横からの市場や権力政治の制約という点、それらが主権を分割し制約するというコンセンサスを見ることができる。このコンセンサスの中に、グローバルな階層的秩序が生産/再生産される構

造と言説に対抗できる、とりえずの糸口を探れるのではないか。

4. まとめ

このノートではグローバルなものとナショナルなものの相互強化作用を検討してきた。経済的なグローバル化の影響は言うに及ばず、グローバルなワイルド・ゾーン化もわれわれの生活を蝕んでいる。われわれはどこも、グローバル化したテロリズムの暴力、世界大的な軍事行動や警察活動の暴力から安全ではない。まさに、世界は暴力に満ちている。他方「安全」のためと称して、相互監視社会が作り上げられているが、それは姜²⁶⁾らが言うように「現代のデモクラシーを論じる際に、避けて通ることのできない論点」となる。相互監視は「自分たちの社会に十分適応できない人たちをとにかく敵視し、排除する傾向」を強め、「同時進行的に、愛国心や郷土愛のような感情が、醸成され」る(117頁)。ここでもグローバル化とナショナル化との相互補完的關係を確認することができる。

この相互強化からいかにして脱け出すことができるか。柄谷²⁷⁾は『世界共和国へ』で、国民国家とはネーションによって国家と資本が結合されたボロメオの環、すなわち「資本＝ネーション＝国家」であり、「どれか一つをとると、壊れてしまうような環」(175頁)だと捉えた。そういう文脈で言うと「市民社会」や市場の「脱国家化」はボロメオの環をなんら破壊するものではない。その環の中にある以上、グローバルな非国家組織やネットワークではなく、「各国家で軍事的主権を徐々に国際連合に譲渡するように働きかけ、それによって国際連合を強化・再編成するということ」(225頁)が要となると彼は見る。

他方、例えばJ・ロズナウ²⁸⁾が進行中の事態を「分散・統合(fragmentation)」という造語を用いて捉えようとしたように、グローバル化はナショナル化との相互作用だけでなく、リージョナル化やローカル化と同時に進行している。そうだとすれば、C・ムフ²⁹⁾が指摘する通り、「国民国家はなお重要なプレイヤー」でありながらも、

他方「グローバル化した空間は、権力関係がローカル、リージョナル、そしてナショナルな形象において節合される多様な場を持って、「層化」されて」いる。したがって、闘争はグローバル・レベルだけで見られるわけではなく、民主主義も多層的に構想されなければならないということになる。これが第一の点である。

第二に、その構想を実現する政治はどのように回復できるか。契機はどこにあるのか。モーリス＝スズキ³⁰⁾は、「複合性と流動性のグローバルな相互関係は、この世界を不安定なものと化した。すべての不安定なシステムがそうであるように、制度内での突然のゆらぎ […] は急進性を獲得」し、その「不確実性と予測不可能性こそが、人々の持つ大きな不安の源となった。/それゆえ、逆説的には、人々の政治的関与にはまだ可能性が残っている」(199頁)と見る。その可能性の追求こそ「政治の回復」の問題ではないか。

この問題系には代表制の見直し³¹⁾ということも含まれる。というのは、姜らが指摘するように世論を代表するはずの政党は一方で「多様な人々の連帯を国民国家内部に封じこめようとする権力装置」となり、他方「政党に代表されなくなった人々は、有権者から消費者へと頹落し、供給者になるチャンス——つまり、何か具体的な政策を生み出すような機会を絶望的に奪われている」(102—103頁)からである。政治から排除された人々の声を政治的回路に乗せるには、どのような理論化が必要なのかが第二の論点である。

第三に考慮しなければならないのは、民主主義の両義性ということである。民主主義の制度化が主要な課題となる時代や地域があることは確かである。しかし制度的過程は政治的・経済的エリートに寡奪されて、別のものに替わるかも知れない。S・ウォーリン³²⁾が指摘したように、そもそも民主主義の制度化を強調すべきではないのかもしれない。彼の観点では「持続的な抵抗としての民主主義の地位」、民主主義がもつ「政治的経験の継続的な再創造の重要性」、民主主義の実態が「必然的にエピソード的出来事」(136頁)となる。この観点は、民主主義が永遠に「未完のプロジェ

クト」であることを示す。それこそ「政治の回復」をもたらすのではないか。

注

- 1) ダールは市場資本主義の民主主義への支持性とともにもその障害(harm)についても触れている。Robert A. Dahl, *On Democracy*, (1998, Yale University Press.) *Dilemmas of Pluralist Democracy*, (1982, Yale University Press.) でも障害について述べている。
- 2) テッサ・モーリス＝スズキ、『自由を耐え忍ぶ』(2004、平凡社)、(頁数は文中に記す)。彼女は「外部」(＝世界の周辺)への空間的な広がりを連想させがちなグローバル化という言葉を避ける。
- 3) David Harvey, *A Brief History of Neoliberalism*, (2005, Oxford.) (頁数は文中に記す)。
- 4) モーリス＝スズキ、前掲書、(頁数は文中に記す)。
- 5) 姜尚中 & テッサ・モーリス＝スズキ、『デモクラシーの冒険』(2004、集英社新書)。(頁数は文中に記す)。
- 6) モーリス＝スズキ、前提書、(頁数は文中に記す)。「経済の再概念化」に関連して、栗原彬は、水俣病の申請取り下げを「市場的でかつ権力の側が編成した論理的な連関を切断する行為」と捉える。『「存在の現れ」の政治』(2005、以文社)、40—41頁。
彼女も「国境の民主化」の必要性を唱えるが、ハンナ・アーレントは、人権のアボリア、すなわち人権の概念は「人間が国家によって保証された権利を失い現実に人権にしか頼れなくなったその瞬間に崩れてしまった。他のすべての社会的および政治的資格を失ってしまったとき、単に人間であるということからは何らの権利も生じなかった」(大島訳、『全体主義の起源 2』(1972、みすず書房)、286頁)と指摘したが、ジョルジョ・アガンベンはこのアボリアを受け継ぎ、難民の存在が政治哲学の再構築を迫っており、それは「国家—国民—領土という三位一体を問いに付す」と述べる。(高桑訳、『人権の彼方に』(2000、以文社、32頁)。エティエンヌ・バリバルも「市民の諸権利」と「人間の諸権利」の相関性を中心にして政治を考察する。(松葉&亀井訳)『暴力とグローバリゼーション』『現代思想』(2002, vol. 30-15)。
- 7) Andrew Arato, *Civil Society, Constitution, and Legitimacy*, (2000, Rowman & Littlefield Publishers Inc.) で市民社会と立憲主義をとりあげ、その重要性をポーランドとハンガリーについて検証している。
- 8) Jean Cohen, "Interpreting the Notion of Civil Society," in Michael Walzer, ed., *Toward a Global Civil Society*, (1989, Berghahn Books,) p. 36—37.
- 9) Jean L Cohen and Andrew Arato, *Civil Society and Political Theory*, (1992, The MIT Press,) (頁数は文中に記す)。

- 10) 井上達夫、『普遍の再生』(2003、岩波書店)、141頁。
その具体例が、土佐弘之「アナーキカル・ガバナンス——倫理の跛行的グローバリゼーション」『現代思想』(2005、12月号)に触れられている。
- 11) 姜尚中、『東北アジア共同の家をめざして』(2001、平凡社)、27、30、67頁。『姜尚中の政治学入門』(2006、集英社新書)、73頁。これに対し、アントニー・D・スミスは「ネーションへの忠誠心を維持する力のほうが、どんな対抗的な趨勢よりも強いことは、すでに証明済みであり、現在でも明らかだ」と述べる。(高柳訳)、『ナショナリズムの生命力』(1998、晶文社)、243頁。
- 12) 柄谷行人、『世界共和国へ』(2006、岩波書店)。(頁数は文中に記す)。
- 13) 萱野稔人、『国家とは何か』(2005、以文社)。(頁数は文中に記す)。国家は資本主義の時代にあっても暴力を組織し、富を徴収することを止めたわけではない。彼は両者の歴史的関係を「公理系」の考え方を援用して説明する。243—267頁。
- 14) 萱野三平、「ポピュリズムのヨーロッパ」『現代思想』(2002、vol. 30-11,) 61頁。
- 15) ネグリ&ハート、『〈帝国〉』前掲書、(頁数は文中に記す)。
- 16) ネグリ & ハート (幾島 訳)、『マルチチュード』(2005、NHK Books)、(頁数は文中に記す)。
- 17) William Connolly, *Pluralism*, (2005, Duke University Press.) (頁数は文中に記す)。
C・ムフも、①ガヴァナンスの概念とは「主権という近代的概念をなしで済まそう」とするものであり、②コスモポリタンの観念と同様に〈帝国〉を「平滑的」で「外部なし」と捉え、③「国民国家の主権性の衰退」を口にして、「国家の拘束から解放」されたかのように言い、④反グローバリズム運動のための政治的な契機の可能性を顧みない(107—110頁)とネグリ&ハートを批判する。Chantal Mouffe, *On the Political*, (2005, Routledge.) (頁数は文中に記す)。ネグリ & ハートの〈帝国〉に関しては、たとえば西谷他、『非対称化する世界』(2005、以文社)、トマス・アトツェルト他、『新世界秩序批判』(以文社、2005)、Gopal Balkrishnan, ed., *Debating Empire*, (2003, Verso,) 参照。
- 18) 柄谷、前掲書、(頁数は文中に記す)。
- 19) Marc F. Plattner, "Sovereignty and Democracy," *Policy Review*, 2001, No. 122.
(頁数は文中に記す)。井上達夫は近代主権国家については、「対内的には人権のような普遍主義的原理を封建的諸力の抵抗を排して貫徹し、対外的には諸国民の自由対等な多元的共存を図るという意味で、「多元性を開く普遍」のための秩序形成の試みであった」として、その再編・保持を呼びかけ(xiv—xv頁)、さらにグローバル化に伴って出現した「市民的脱国家体や国際的レイジームはこの〔権力の民主的答責性や民主的自己統治の基盤を確保する—引用者〕システムを補完するものとして位置づけられるべきで」(141—142頁)あると言う。前掲書、(頁数は文中に記す)。
- 20) 中谷義和もグローバル化論と民主主義についての諸論を紹介している。「グローバル化と民主政の理論的諸潮流」、『聖学院大学総合研究所紀要』No. 35。
- 21) Harvey, *op. cit.*, (頁数は文中に記す)。
- 22) 柄谷、前掲書、(頁数は文中に記す)。交換様式については、同書、第I部参照。
- 23) A・マッグルー、前掲書、(頁数は文中に記す)。D・ヘルドが重視する「自律性の原理」とは「個人は、自己自身の生活の条件の決定において自由で平等であるべきである。すなわちこれらの個人は、自分達に利用可能な機会を生み出し、そして制限する枠組みの特定化において平等な権利を享受すべきである」(271頁)ということである。David Held, *Models of Democracy*, (1987, Polity Press.) (頁数は文中に記す)。その意味で、それをマッグルーのように「民主的自律性」(156頁)と呼んでよいが、「自律性の原理」の強調はロールズへのかつての批判と同じものを招くのは確かである。フェミニズムからは、岡野八代「繕いのフェミニズムへ」『現代思想』(2005、vol. 33-10、青土社)はcareの観点で「自律的主体」を批判する。
「自律性の原則」を中心的価値として、ウェストファリア体制の動揺とそれに伴う「リベラル・デモクラシーの既存のナショナルな形態」が崩れたという認識に基づいて理論化したのがコスモポリタン・モデルである。このモデルは「政治的政策決定者に形と制約を与えるために、コスモポリタンな民主的法の定着を求め」、その法が「相互作用の様式と紛争解決の根本的な基礎を作る」。「民主的な法の観点に拘束され、その中で作用する、地域的・グローバルなレベルの超国家的な立法機関と執行機関」が創設され(272頁)、そこでは、「その決定が、原則的には、地域的・国際的規制の正統な独立の源泉と認められる」ようになる。David Held, *Democracy and the Global Order*, (1995, Polity Press.) (頁数は文中に記す)。マッグルーのように、そのシステムは「権力政治の優位性を民主的意思決定の優位性に取り替える」(364頁)と評価できる。なお、連邦主義については、千葉 眞が精力的に取り上げている。千葉 眞、『ラディカル・デモクラシーの地平——自由・差異・共通善』(1995、新評論)、Shin Chiba, *Hannah Arendt, the Nation State, and Federalism ---Beyond the Sovereign State System? ---*, The Journal of Social Science, No. 57 COE Special Edition (2006)。
- 24) モーリス＝スズキ、前提書、(頁数は文中に記す)。コノリーも「主権は、国家や内的活動を制限し、方向

づける超国家的 (suprastate) 制度や資本主義的過程を含んでいる」が、そもそも「主権は、他の国家に認められない限り、「部分的で、制限されたもの」であることに注意を向け、「国家の内的構造を超え、国家を越えた (extrastate) プロセスをも包囲するほど拡張する様式」(148—155 頁) が必要であると言う。Connolly, *op. cit.*, (頁数は文中に記す)。

- 25) 例えばロールズは「リベラルの諸国の民衆」と「良識ある諸国の民衆」の代表者が、無知のヴェールのもとでの契約によって相当程度に正義に適った、万国民衆の社会を築き、それを規制する法の諸原理——国内にも及ぶ——を詳述する (たとえば 49—50 頁)。その際、ダールが市民の能力や「共通のアイデンティティの欠如」などからグローバルな関係の民主化には否定的であった (Dahl, *On Democracy, op. cit.*, pp. 115—117.) のに対し、ロールズは「リベラルな諸国の民衆の外交政策に対する関心」や、「民衆によって行われる外交政策の諸々の思想や原理」(12 頁) を指摘する。ジョン・ロールズ (中山訳)、『万人の法』(2006、岩波書店)、(頁数は文中に記す)。
- 26) 姜 & モーリス＝スズキ、前掲書、(頁数は文中に記す)。なおポピュリズムも代表制に危機にかかわっている。ポピュリズムに関しては、鶴飼健史、「ポピュリズムの両義性」『思想』(No.990、岩波書店) 参照。ただ私見では、しばしばポピュリズムが国家に回収されるのはなぜかの視点が必要だと思われる。萱野三平、前掲。ここでは展開しないが、アルチュセールのいえば、国家の「呼びかけ」への肯定的な「応答」のためである。
- 27) 柄谷、前掲書、(頁数は文中に記す)。
- 28) James M. Rosenau, "States And Sovereignty In A Globalizing World," in Schori, *ed.*, *op. cit.*, p. 35.
- 29) Chantal Mouffe, *op. cit.*, p. 114. グローバルなものとローカルなものとの結びつきの例として、アメリカ軍の世界的なトランスフォーメーションと沖縄の基地の再編をあげることができる。本山編、『「帝国」と破綻国家』(2005、ナカニシヤ出版)、『現代思想』(2006, vol. 34—10、青土社) の特集。この問題系

には、ナショナルなものに代わって、人々はどのように「共同体」を作り上げるかという点が含まれる。すでにノート (3) で触れ、なお今後引き続き検討したいが、林志弦 (河かおる訳) 『国民国家の内と外』『現代思想』(2005, vol. 33-6.) は国民国家の存在を前提にして「間主権」という概念を提起し、他方、ナショナルなものの力を殺ぐために「辺境」の生の理解、「国史」の「同時多発的」解体を提起する。

- 30) モーリス＝スズキ、前提書、29 頁。
- 31) 姜 & モーリス＝スズキ、前掲書、103 頁。
- 32) S・ウォリン、「ポストモダン・デモクラシー」『思想』(No. 975—976、岩波書店、頁数は文中に記す) では時代認識と原理的な政治観が述べられている。さらに「逆・全体主義」(『世界』2003・8、岩波書店、頁数は文中に記す) でも時代認識を知ることができる。彼は、立憲民主主義では「行為者としてもデモスのない民主主義」(34 頁) さえ設立されるが、民主主義とは「ふつうの市民の政治的潜在力、すなわち共通の関心事やそれを実現するための行為様式の自己発見を通じて政治的な存在になることに関係するプロジェクトである」(31 頁) と捉える。民主主義は一時的・儂いもの (fugitive) (40 頁) とされる。Seyla Benhabib, *ed.*, *Democracy and Difference, op. cit.*, (頁数は文中に記す)。「逆・全体主義」の末尾でもこの語が用いられ、「スーパーパワーの時代における課題」は、一時的で儂い民主主義の創造において、普通の市民が日常生活に深く影響を及ぼす条件や決定をコントロールする手段を増大させること、そういう意味で「社会の市民的良心を涵養する」ことであると述べている (138 頁)。民主主義の一時性・儂さという把握にはジョージ・ケイティプのような批判もあるが、逆に、民主主義は「われわれやわれわれの共同社会を見慣れぬもの、不安定なものに開く瞬間に存在し、新しい見慣れたもの、新しい安定が現れると解体する」と、そこにウォーリンの意味があるという評価もある (36 頁)。いずれも、William Connolly, et.al, eds., *Democracy and Vision, op. cit.*, (頁数は文中に記す)。